



# れんごろう 青森

発行 日本労働組合総連合会  
 青森県連合会(連合青森)  
 発行人 山内裕幸 編集人 堤 史子  
 青森市本町3丁目3の11  
 青森県労働福祉会館内  
 TEL (017)735-0551  
 FAX (017)735-0553  
 URL <http://aomori.jtuc-rengo.jp/>  
 月1回発行 1部10円  
 (組合員の購読料は会費の中に含む)

## 6月から「ハラスメント対策関連法」が施行されます(※中小企業は2022年4月から)

### パワハラ対策が事業主に義務化されます。セクハラ、マタハラの防止対策も強化!

#### 雇用管理上の措置(防止措置)10項目

##### (1) 事業主の方針等の明確化およびその周知・啓発

- ① 職場におけるハラスメントの内容および行ってはいけない旨の方針を明確化し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること。
- ② 職場におけるハラスメントに係る言動を行った者については、厳正に対処する旨の方針および対処内容を就業規則や服務規律等を定めた文書に規定し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること。

##### (2) 相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。
- ④ 相談窓口担当者が相談内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。

##### (3) 職場におけるハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること。
- ⑥ 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮措置を適正に行うこと。
- ⑦ 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行うこと。
- ⑧ 改めて方針を周知・啓発する等、再発防止措置を講ずること。

##### (4) 併せて講ずべき措置

- ⑨ 相談者・行為者等のプライバシー保護に向け必要な措置を講じ、周知すること。
- ⑩ 相談したことや事実関係確認に協力したこと、調停申請や出頭に応じたことを理由に、解雇等不利益取り扱いをされない旨を定め、周知・啓発すること。

職場において行われる  
**「パワハラ」**  
 3つの要素

- 1 優越的な関係を背景とした言動であって
- 2 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより
- 3 その雇用する労働者の就業環境を害すること

職場の「パワハラ」の6つの種類

精神的な攻撃 	身体的な攻撃 	過大な要求 
人間関係からの切り離し 	過小な要求 	個の侵害 

雇用管理上の措置(防止措置)義務の実効性確保のため、厚生労働大臣または都道府県労働局長による報告徴収、助言・指導・勧告の仕組みがあります。勧告に従わない場合は企業名公表、報告徴収に応じない、または虚偽の報告を行った場合は過料に処せられます。

6月 男女平等月間

1995 第4回国連世界女性会議「北京宣言及び北京行動綱領」採択

2013 「連合第4次男女平等参画推進計画」決定

30周年 連合

2020 北京+25

一人ひとりが尊重された多様性社会の実現に向けて運動の輪を広げよう!

## 毎月5日は『連合の日』

連合では毎月5日を『連合の日』と設定し、組織活動の活性化をはかり運動の輪・信頼の輪を広げるべく各種取り組みを行うこととしている。

連合青森も『連合の日』について5日を中心に街頭行動を主として取り組み、連合青森として抱える課題の共有化、各産別・産業にある現状課題を県民に対し、広く訴えていくこととした。

5月の取り組みは、4月から中小企業も含め本格的に施行された罰則付きの時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金制度、また6月から施行されるハラスメント対策関連法（中小企業2020.4月～）の防止措置などを周知する街頭行動となった。



5月連合の日。保田副会長や立民、国民、社民の各政党も参加増している。と述べる内村会長  
ハラスメント問題は年々深刻化を

## 連合青森第20回地方委員会

連合青森第20回地方委員会を下記にて開催する。

【日時】2020年7月6日（月）14：00

【場所】「青森県労働福祉会館」4階大会議室  
青森市本町3丁目3-11

【報告】(1) 第17回定期大会以降の活動報告  
(2) 2020年度会計中間報告  
(3) 2020年度前期会計監査報告

【議事】(1) 2020春季生活闘争中間まとめ  
(2) 連合青森会長選出  
(3) 第16期役員補充  
(4) その他

### 2020年6月行動予定 6月10日現在

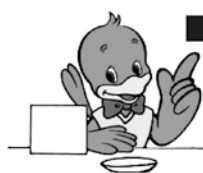
- 6月10日(水)11時30分 さくら野青森店前「連合の日街頭行動」
- 6月15日(月)～16日(火)10時～19時「全国一斉なんでも労働相談ダイヤル」

### 2020年7月行動予定

- 7月6日(月)14時00分 県労働福祉会館「連合青森第20回地方委員会」
- 7月9日(木)13時30分 県労働福祉会館「第3回三役会議」
- 7月9日(木)上記終了後 県労働福祉会館「第5回戦術会議」

「新型コロナウイルス感染症」の流行により影響を受けたお客様へ

《ろうきん》にご相談ください



©ROKIN

■ろうきん生活支援特別融資  
お取扱いを開始しています。

■ご融資の返済内容見直し  
ご相談をお受けしています。

生活応援バンク  
ろうきん

#### ■青森県内ろうきん各支店

青森支店	017-777-6161
八戸支店	0178-22-8221
弘前支店	0172-33-4441
むつ支店	0175-22-7272
十和田支店	0176-22-5321
五所川原支店	0173-34-6161
黒石支店	0172-53-4441